

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

条例（議員発議）

○宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

（議会事務局議事課）

一

条 例

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例（昭和五十年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び農林水産部」を「、農政部及び水産林政部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による環境生活農林水産委員会の委員長、副委員長又は委員であるものは、それぞれ改正後の宮城県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による環境生活農林水産委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による環境生活農林水産委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定による環境生活農林水産委員会に付託されたものとみなす。